港区立障害者グループホーム芝浦
指定管理者候補者選考委員会
報　告　書

令和５年６月２６日

港区立障害者グループホーム芝浦

指定管理者候補者選考委員会

目　　次

はじめに

Ⅰ　選考した指定管理者候補者について　・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅱ　選考経過について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅲ　選考対象者について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

Ⅳ　選考結果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅴ　最終選考結果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

はじめに

本報告書は、港区立障害者グループホーム芝浦の指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立障害者グループホーム芝浦指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイディア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立障害者グループホーム芝浦指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、障害者グループホーム芝浦の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立障害者グループホーム芝浦指定管理者候補者には、２事業者から応募があり、様々な提案を受けることができました。いずれの提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れた提案であったため、選考作業は困難を極めましたが、指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立障害者グループホーム条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待します。

令和５年６月２６日

港区立障害者グループホーム芝浦
指定管理者候補者選考委員会
委員長　石　渡　和　実

Ⅰ　選考した指定管理者候補者について

１　指定管理者候補者

名　称	社会福祉法人　長岡福祉協会
代表者	理事長　田宮　崇
所在地	新潟県長岡市深沢町字高寺２２７８番地８

２　対象施設

施設の名称	所在地
港区立障害者グループホーム芝浦	港区芝浦三丁目５番３４号

３　指定期間　　令和６年４月１日から令和１６年３月３１日まで（１０年）

４　選考の理由

（１）入居者支援にあたり、本人の尊厳を大切にし、可能性を拡げられるよう支援を行うための「６つの視点」という、入居者や家族にもわかりやすい明確な目標があり、共同生活の場となるグループホームの運営体制や入居者一人ひとりが意思表示でき、安心して生活できる環境が整っていること。

（２）バックアップ施設として同法人が運営する障害者入所施設「新橋はつらつ太陽」や高齢者支援施設もあり、入居者支援にあたる専門職員の連携や実地研修による現場職員のスキル向上、専門職も含めた複合的な視点でのアセスメントなど、障害者の重度化・高齢化に対応した支援を行えること。

（３）施設の運営において、社会福祉法人長岡福祉協会は、財務及び職員配置に安定的な基盤を有しており、障害者の居住の場となるグループホームを確実に運営でき、質の高い支援を行えること。

Ⅱ　選考経過について

１　選考の方法

（１）第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として２事業者を選考しました。

（２）第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、（第一次審査と第二次審査とを併せた）総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

２　選考委員会の構成

委 員 長	石　渡　和　実	東洋英和女学院大学社会学部 名誉教授
副委員長	湯　川　康　生 （令和５年３月31日まで） 山　本　睦　美 （令和５年４月１日から）	港区保健福祉支援部長
委　　員	武　石　恭　一	こどもメンタルクリニック芝 院長
〃	福 田 健 太 郎	福田勝野法律事務所 弁護士
〃	奥　村　直　人	港区保健福祉支援部福祉施設整備担当課長

３　公認会計士

坂　本　亮	Cenxus　Consulting 株式会社

４　選考の進め方

応募書類提出（申請書・財務諸表・管理運営計画書等）

公認会計士による財務状況等の調査・分析を行い、財務状況評価は可若しくは不可、資金計画評価はＡ～Ｅの５段階で評価します。

選考委員による書類審査

＜第一次審査＞

1　全事業者の財務状況の調査・分析を行い、可（安定的に経営基盤を有している）若しくは不可（安定的に経営基盤を有していない）で評価します。
2　全事業者の資金計画の調査・分析を行い、Ａ（特に優れている）～Ｅ（劣っている）までの５段階に評価します。
3　事業者ごとに、選考基準の各項目に対応した配点に基づき、各選考委員が書類審査を行い、採点します。
4　公認会計士等による財務状況分析に基づく評価と、各選考委員による書類審査の合計得点により総合的な審査を行い、概ね上位者３者程度を第一次審査通過者とします。

プレゼンテーション及びヒアリング、計画書等の総合評価

＜第二次審査＞

1　第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション（各事業者１０分以内）及びヒアリング（各事業者２０分程度）を行います。
2　全てのプレゼンテーションとヒアリングが終了した後、各選考委員による審査項目を中心とした評価を行い、採点します。
3　第一次審査と第二次審査の点数を合計し、指定管理者候補者を選考します。

５　選考委員会等の開催状況及び経過

（１）第１回選考委員会

日　時　　令和５年２月２日（木曜日）　午後７時から午後８時３０分まで

場　所　　港区役所　９階研修室

議　題　　委員の委嘱について

候補者の選考方法について

公募要項について

選考基準について

（２）公募手続き

ア　公募要項説明会　　令和５年２月２７日（月曜日）

イ　現地見学会　　２月２７日（月曜日）

ウ　申請受付　　２月２０日（月曜日）～５月２６日（金曜日）

エ　質問書受付　　２月２８日（火曜日）～３月１０日（金曜日）

オ　質問への回答　　３月２４日（金曜日）

（３）第２回選考委員会(第一次審査)

日　時　　令和５年６月１４日（水曜日）　午後７時から午後８時まで

場　所　　港区役所　９階９１１会議室

議　題　　応募事業者の財務状況等について

第一次審査（書類審査）

第二次審査の方法について

（４）第３回選考委員会（第二次審査）

日　時　　令和５年６月２６日（月曜日）　午後７時から午後９時まで

場　所　　港区役所　９階研修室

議　題　　第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

候補者の決定について

Ⅲ　選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	Ａ事業者	―
2	Ｂ事業者 （社会福祉法人 長岡福祉協会）	新潟県長岡市深沢町字高寺 ２２７８番地８

Ⅳ　選考結果について

１　第一次審査

（１）財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性などについて数値及び比率分析により、Ａ～Ｅの５段階総合評価を行いました。

（２）選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況評価	資金計画評価	合計点数（８００点満点）
1	Ｂ事業者 （社会福祉法人 長岡福祉協会）	可	Ａ	５５８点
2	Ａ事業者	可	Ａ	４８９点

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

Ａ：特に優れている、Ｂ：優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや劣っている、Ｅ：劣っている

（３）選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
Ａ事業者	・緊急時や日常におけるバックアップ施設として、具体的に区 内の作業所等を挙げており、グループホームの運営をする上

	で重要な部分である、地域とのつながりを感じられた。 ・管理者・サービス管理責任者が他施設との兼務であること、また、両者ともに１日２時間程度しかグループホームにいない配置であり、施設の状況を十分に把握できるのか不安がある。 ・港区のスマイル商品券を使用した日用品の購入等は面白い提案であるが、全体的に具体性に欠ける記載が多く、特に、危機管理の部分は曖昧な表現が多く、危機感が見られない印象を受けた。
Ｂ事業者 （社会福祉法人 長岡福祉協会）	・利用者支援の部分で、「６つの視点（ほっとする/ありのまま/私なりに/自分で決める/もっと楽しく）」というわかりやすい言葉を並べ、入居者の方に理解してもらう工夫が感じられる。 ・法人組織が大きく、バックアップ体制が確立されていることや類似施設の運営が多くあり、安定的な運営が見込める。 ・安全対策・危機管理は、情報セキュリティから感染症対策まで細かく提案され、各マニュアルも整備されていた。

以上の点を総合的に勘案して、採点集計表の順位のとおり２事業者を第一次審査通過者としました。

２　第二次審査

（１）プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過２事業者がそれぞれ１０分以内のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき２０分程度のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

（２）採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数をもとに順位付けしました。

順位	事業者の名称	総合点数 （1,200 点満点）	第一次審査点数 （800 点満点）	第二次審査点数 （400 点満点）
1	Ｂ事業者 （社会福祉法人 長岡福祉協会）	８０２点	５５８点	２４４点

２	Ａ事業者	７４１点	４８９点	２５２点

（３）選考経過

各委員が第一次審査通過２事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
Ａ事業者	・職員と利用者が近く感じられ、グループホームならではの必要な支援ができている印象を受けた。また、管理者自身の考え方も利用者視点で温かみがあり、一人ひとりの入居者を受け止める姿勢が感じられた。 ・利用者支援は、やや主観的・直観的な印象を受けた。また、財務的な部分は法人内で完結し、会計管理に関する第三者の視点が入っておらず、公の施設を担うのは不安がある。 ・区立施設として重度の方を受入れる可能性もあり、現行のグループホームでは経験したことがない場面に直面した時に、臨機応変に対応していけるようなイメージが湧かなかった。
Ｂ事業者 （社会福祉法人 長岡福祉協会）	・職員体制の厚さやバックアップ施設との連携が強みである印象を受けた。また、利用者の持っている力を最大限に引き出し、地域生活につなげていくという提案は強く印象に残り、高く評価した。 ・組織として研修体制がしっかり整っており、会計や監査も細かく行われていた。各提案内容も、法人の体制に基づくもので実現性がある。 ・グループホームの運営体制や職員体制は十分に整っており、安定した運営を見込めるが、プレゼンテーションの中で、管理者候補者の熱意や支援に関する工夫についての説明が少なかった。

Ⅴ　最終選考結果について

最終選考結果

選考基準に基づき最も高い総合評価を与えられるのは、「社会福祉法人 長岡福祉協会」です。選考委員会の総意として、「社会福祉法人 長岡福祉協会」を港区立障害者グループホーム芝浦指定管理者候補者として選考します。